

休眠預金等活用法等に関する規定

株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます）と普通預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金の口座取引を行うお客さまにつきましては、下記条項の他、別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条 休眠預金等活用法に係る異動事由

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取り扱います。

- 引き出し、預け入れ、振り込みの受け入れ、振り込みによる引き出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除く。）
- 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る。）
- 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」という。）
 - 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - 預金者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと。（当行が把握することができる場合に限る。）
- 取引規定集に基づく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - 前条に掲げる異動が最後にあった日
 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1カ月を経過した場合（1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- 第1項(2)において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日もしくは異動があった場合は取引日）
 - 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止された場合、当該支払停止が解除された日（ただし、次に掲げる支払停止事由を除く。）
 - 他店担保による支払停止
 - 債務保証担保による支払停止
 - 預金者本人の死亡による支払停止
 - 破産法による支払停止
 - 没収保全による支払停止
 - 第三者請求質権設定による支払停止

- この預金について、強制執行または国税等滞納処分の対象となった場合、当該手続が終了した日
- 法令または法令に基づく振込みの受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限る。）、当該入出金が行われた日または行われなかった日
- 取引規定集に基づく他の預金について前各項に掲げるいずれかの事由が生じたこと、他の預金に係る最終異動日

第3条 総合口座取引に係る預金の最終異動日等

この取引における預金の何れかにおける債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいう。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

第4条 休眠預金等代替金に関する取り扱い

- この預金について長時間お取り引きがない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者は、当行を通してこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払いを受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - この預金について、振り込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払いに係るものを除く）が生じたこと
 - この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る）
 - この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税等滞納処分（その例による処分を含める）が行われたこと
 - この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
 - この預金について、第3項(2)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、預金等を解約した場合であっても存続するものとします。

第5条 通知方法

この預金について、第2条第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛にご連絡させていただきます。

第6条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定その他当行窓口またはインターネットホームページへの掲載内容により取り扱います。

以上

平成30年1月4日現在